

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日が休日のときは、  
当たる翌日)

日まで」に改める。  
第六条を次のように改める。

(補助金の額)

第六条 補助金は、予算の範囲内において、前条の計算期間の末日現在において組合員が十人以上の組合に対し、次の各号に規定する額を合算して得た額の範囲内の額を交付する。ただし、次の各号に規定する額を合算して得た額が三百円未満の場合はこの限りでない。

一 前条の計算期間中において、法定納期限(県税を納付し、又は納入すべき期限(修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収、

徴収の猶予又は換価の猶予に係る期限を除く。)をいう。以下同じ。)

内に納付し、又は納入した県税(個人の県民税及び法定納期限の到来したときにおいて資本又は出資の金額が五千万円をこえる法人が納付し、又は納入すべき県税を除く。以下同じ。)に係る納付書又は納入書の数(法定納期限内において二回以上に分割して納付し、又は納入した場合の第二回以後のものを除く。)を十円に乗じて得た金額の合計額

二 前条の計算期間中に設立した組合で第一号に規定する納付書の額に百分の一・三を乗じて得た金額の合計額

三 千円(前条の計算期間中に設立した組合で第一号に規定する納付書又は納入書を取り扱つた組合の場合に限る。)

前項の規定により補助金の額を計算する場合において、同項第一号及び第二号の額の合計額に百円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

第七条中「一箇月以内」を「二箇月以内」に改める。

第九条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第五条中「五月一日から五月三十一日まで」を「六月一日から六月三十日」を次のように改正する。

鳥取県納稅貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部

鳥取県納稅貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納稅貯蓄組合規則(昭和三十年五月鳥取県規則第三十号)の一部

鳥取県知事 石破二朗

昭和四十二年三月十四日

規則

鳥取県納稅貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県規則第八号

## 第四号様式

年 月 日

組合事務所所在地

何々納税貯蓄組合

代表者 氏

名 (印)

鳥取県知事 殿

## 年度納税貯蓄組合補助金交付申請書

交付申請額		円			
内 訳	算定の区分	金額			
		基 本	交 付 率	算 出 額	
	納期限内に納付し又は納入した納付(納入)書の枚数	枚	10円	円	
	納期限内に納付し又は納入した税額	円	1.3 100		
	当該年度中に組合を設立したもの		1,000円		
	合 計				
組合の使用した費用の合計金額 円					
内 訳	区 分	金額			
	使 用 人 の 給 料				円
	帳 簿 書 類 の 購 入 費				
	事 務 所 の 使 用 料				
	そ の 他 の 事 務 費				
	合 計				
備	組合設立年月日				
	組合員数	人	内県税を納付(納入)した組合員の数	人	
考	業 態 別				

第四号様式及び第五号様式を次のように改める。

第五号様式

組 合 員 縣 稅 納 稅 調 書

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。  
(経過規定)
- 2 補助金の交付に関する計算期間が昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十日までのものに係る補助金の交付に関しては、なお、従前の例による。

告 示

- 鳥取県告示第百八十二号**  
昭和三十年五月鳥取県告示第二百五十七号(漁港管理者の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年三月十七日から施行する。  
昭和四十二年三月十四日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
表中岩戸の項を削る。  
表中酒津の項を削る。

**鳥取県告示第百八十三号**  
昭和三十二年四月鳥取県告示第百五十四号(漁港管理者の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十二年三月十七日から施行する。  
昭和四十二年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十四号

昭和四十二年二月十日付けで西伯郡中山町大字殿河内七七六番地 国本

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢及び肝てつ症予防のため

清ほか十四人の者から申請のあつた大山開拓中山町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十二年三月七日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第百八十五号**

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対する検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

3 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

4 實施の期日 別表のとおり

5 検査及び投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ひな白痢検査 ひな白痢急速凝集反応

4 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査

5 肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実 施 期 日	次 区 域	実 施 域 場 所
三月二十二日	郡家町	下私都、郡家、国中、大御門検診場
二十四日	河原町	散岐、河原、国英
二十五日	船岡町	船岡

実 施 期 日	実 施 区 域	実 施 場 所
三月二十二日	溝口町	大内、未鎌、添谷検診場
二十三日	江府町	池の内、尾の上原、日ノ詰
二十四日		柿原、佐川、小江尾、久連
二十九日	日南町	笠木、茶屋、福寿実、福万来

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

三十日 日野町 舟場、安原、下榎、本郷  
三十一日 日南町 神福、福塚、豊栄

## ひな白痢検査

実施期日 実施区域 実施場所

三月二十四日 淀江町 村上種鶏場

三月二十五日 "

三月二十七日 "

三月二十九日 "

**鳥取県告示第百八十七号**  
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年三月七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

岩美郡岩美町 岩美郡富一九 大字浦富一九 岩美町 岩美町 岩美町  
字大森 一の四地先農道 一八の一八の一  
田 敏男 " 一一の三地先農道 延長 四、〇メートル  
一七、〇メートル

**鳥取県告示第百八十六号**  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十二年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十八年二月鳥取県告示第四十三号で指定した道路の位置のうち、その一部を昭和四十二年三月七日次のとおり廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十二年三月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の指定の廃止場所 廃止した道路の幅員  
及び氏名 及び延長 及び延長

（「次の図は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 飛砂の防備

## 解除の理由

## 指定理由の消滅

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 县

（定価一部一箇月三百円送料を含む。）